

市民経済計算の概念と用語解説

1. 基本 概念

市民経済計算とは、一定期間（通常1年間）において、市内居住者（個人、法人企業、国の出先機関、県、市など）の生産活動によって新たに生産された純生産物（最終生産物）の価値を貨幣価値で評価したものである。それはまたこの生産に参加した諸部門の所得となり、ついで消費または投資などに支出される。

これを現実の経済活動にあてはめると、市民経済計算はまず各産業部門において、土地、労働、資本などの生産要素を結合して生産活動が行われた結果、新たに生産された財貨・サービスの合計（生産所得）としてとらえられ、これが各生産要素の提供者に分配されて地代、賃金、利潤などの所得（分配所得）となり、さらにその一部が消費され、残りは貯蓄されて投資に向かう（支出所得）というように所得の流れとしてとらえられる。

このように市民経済計算は、生産物を一つの価値の流れとしてとらえ、これを生産・分配・支出の三面で整理したものである。

次に市民経済計算を把握する場合、市内主義（属地主義）と市民主義（属人主義）とがあるが、そのいずれの概念を基礎とするかによって市民経済計算の意味と大きさが異なる。前者は市という行政区域内で生み出された所得をその生産にたずさわったものの居住地のいかんを問わず把握するものであり、後者は市内居住者が地域のいかんを問わず生み出した所得を把握するものである。

本市の市民経済計算では「経済活動別市内総生産（生産側）」、「市内総生産（支出側）」は市内主義で把握し、「市民所得の分配」は市民主義で把握している。

なお、純生産物を表示するのに、市場価格で測定する方法と要素費用で測定する方法がある。市場価格とは市場取引価格における売買価格をいい、要素費用とは生産要素に対する企業の費用をいう。これら二つの表示方法によって推計された純生産物の間には次の関係がある。

市場価格表示の純生産＝要素費用表示の純生産＋生産・輸入品に課される税－補助金

本市の市民経済計算では「市民所得の分配」は要素費用で、「経済活動別市内総生産（生産側）」、「市内総生産（支出側）」は市場価格で表示している。

また、付加価値の評価にあたって、固定資本減耗を含むものを「総（グロス）概念」といい、固定資本減耗を含まないものを「純（ネット）概念」という。

このように、市民経済計算を把握する場合には、市内主義と市民主義、市場価格表示と要素費用表示、総（グロス）概念と純（ネット）概念があり、利用目的によって異なるが、いずれも相互に密接な関連をもっている。

2. 主要 系列表 の 概要

(1) 経済活動別市内総生産（生産側）

市内総生産（生産側）とは、一定期間内（通常1年間）に市内各経済部門の生産活動によって、新たに生み出された価値（付加価値）の評価額をいい、これを経済活動別に示したものである。

市内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額（生産額）から中間投入額、すなわち物的経費（中間投入）を控除したものにあたる。なお、支払利子は、物的経費を含めない。

ここにいう生産とは、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、商業、金融保険業、公務などのサービス生産も含まれる。また、農家の自家消費にあてられた生産物及び、所有者自身が使用する住居のサービスなどのように、貨幣と交換されない生産物や便益もここでは評価されて含まれる。

さらに事業所の生産額には、本社、その他の事業所の生産額（本社、その他の事業所の一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は通常工場等の事業所では支出されないものであるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部として付加されているものである。

（経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類との違いは、後掲する対応表を参照）

(2) 市民所得の分配

市民所得の分配は、生産要素を提供した市内居住者に帰属する所得として把握される。

これを機能面からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。また制度主体面からみれば、各制度主体に分配され、家計の財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。

したがって、市民所得の分配は生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものである。

(3) 市内総生産（支出側）

市内総生産（支出側）は、生産された生産物の価値が、分配過程を経たのち、どれだけ消費や投資に回され、さらにどれだけ市外との受け払いに向けられたかを示すものである。ここで投資とは、物的資本への追加を意味し、通常、資本形成という。

そして市内総生産（支出側）は、市場価格表示される市内総生産に対応する。

この市内総生産（支出側）から年々の物価変動による影響を取り除いたものが実質市内総生産（支出側）である。これを求めるには、ある特定年次（現在の基準年次は平成 27 年）の価格でその他の年次の支出を評価するという不変価格表示方式が採られる。すなわち、市内総生産（支出側）の各構成項目をそれに見合った物価指数で実質化し、その積み上げにより実質市内総生産（支出側）を求める。

この場合の物価指数をデフレーターと呼ぶ。また、総額についてのデフレーターは、実質総額が求められたのち、それによって名目総額を除すことによって逆に求める。これをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。

3. 用語解説

(1) 経済活動別生産者

財貨・サービスを生産する事業所から構成され、市場生産者と非市場生産者からなる。

市場生産者は民間企業の事業所が中核をなすが、政府関係機関であってもコスト構造、生産物の性格や処分の面で産業と類似しているもの（公的企業：日本銀行、政府関係金融機関、都市基盤整備公団、市水道事業、市交通事業、市病院事業など）はこれに含まれる。

非市場生産者は、一般政府と対家計民間非営利団体からなる。

(2) 一般政府

一般政府が行う経済活動とは、無料又は経済的に意味のない価格で財貨・サービスを生産する活動であり、経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の 50% を上回っているか否かを基準とする。

一般政府の経済活動には、国、県、市町の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や独立行政法人など、政府の強い監督下にあるものも含まれる。

一般政府は、中央政府等（中央政府と全国社会保障基金）と地方政府等（地方政府と地方社会保障基金）からなる。

(3) 対家計民間非営利団体

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利潤の追求を目的とせずに家計へ提供する団体をいう。

例としては私立学校、私立社会福祉施設、労働組合、政党、宗教団体などがあげられる。

(4) 中間投入

生産の過程で原材料費・光熱燃料・間接費等として投入された財貨およびサービスをいう。ただし、機械等の固定資本の減価償却分や人件費はこれに含まれず、付加価値額に含まれる。産出額から中間投入を控除したものが付加価値（総生産）である。

産出額－中間投入＝市場価格表示の市内総生産

(5) 固定資本減耗

構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の摩耗および損失からくる減耗分を時価で評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

なお、社会資本及び受注型ソフトウェアについても固定資本減耗を計上する。

(6) 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所の所在地で計上される。なお、輸入品に課される税・関税は各産業部門への格付けが難しいため、ここで一括計上する。

(7) (控除) 総資本形成に係る消費税

設備投資及び在庫投資にかかる消費税の控除額である。

(8) 名目値と実質値

名目値は、その時点の時価（市場価格）で評価し、物価変動分が含まれている。実質値は基準年次の価格で評価し、物価変動の影響を除いている。

名目値は構成比の分析や他府県市との比較などに用いられるが、実質的な成長をみるような時系列比較には実質値が用いられる。実質値を直接推計することは困難なため、各種物価指数を利用してデフレーター（物価調整指数）を作成し、名目値を除して求めている。

(9) 市民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。

雇用者とは、市場生産、非市場生産を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

市民雇用者報酬は、賃金・俸給（現金給与、現物給与、給与住宅差額家賃等）、雇主の社会保障負担（社会保障基金・年金基金・無基金への雇主の負担金）に分けられる。

(10) 財産所得

財産所得（受取）とは、ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権など）を賃借する場合、この賃借を原因として発生する所得の移転であり、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権・特許権の使用料などが該当する。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築

物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まない。

財産所得（支払）とは、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体の支払財産所得（利子、賃貸料）及び家計の消費者負債利子の合計である。

（11）企業所得

企業所得とは、生産における企業の営業活動の貢献分である営業余剰・混合所得に、受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものである。

なお、営業余剰・混合所得とは市内に居住する生産者の付加価値から、その期間内に発生した市内雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税の合計を差し引き補助金を加えたものであり、企業会計でいう営業利益にほぼ相当する。

（12）民間最終消費支出

家計が一定期間に行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出（家計最終消費支出）と、対家計民間非営利サービス生産者の生産額から家計に対する商品・非商品販売額を控除したものの（対家計民間非営利団体最終消費支出：家計への販売収入は、生産コストをカバーしえず、その差額が自己消費とみなされる）との合計である。

（13）地方政府等最終消費支出

市民経済計算では地方政府を単なる消費主体としてだけでなく、生産主体としてもとらえており、生産されたサービスは、一部を除いて政府自らが自己消費するものとされている。すなわち、政府サービス生産者の生産額から他部門に販売した額を差し引いた自己消費に、医療保険の給付や教科書購入等の家計への現物給付を加算したもののうち、中央政府等最終消費支出とならないものが、地方政府の最終消費支出となる。

なお、家計に販売された政府サービス（国公立学校の授業料や下水道の使用料のように、家計が政府から直接購入したサービス）については家計最終消費支出として計上される。

（14）総資本形成

民間法人及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費とならないものであり、総固定資本形成（有形固定資産・無形固定資産の新規購入、有形非生産資産の改良）と在庫品増加からなる。

中間消費と総資本形成の区別は、当該期間内において使用されつくすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準となされる。

（15）在庫変動

在庫変動は、原材料、仕掛品、製品、商品などの物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、と畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

在庫変動は原則として属地主義で計上するが、船舶、車両及び航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に計上し、引渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の固定資本形成に計上する。

（16）純移出、統計上の不突合

純移出とは財貨・サービスの移出から移入を差し引いたものである。移出とは、市外に流出した商品などと市内居住者の市外における消費支出であり、移入とは、市外から流入した商品などと市外居住者の市内における消費支出である。

統計上の不突合とは、市内総生産（生産側）と市内総生産（支出側）は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なるため、推計値にくい違いが生じることがあり、このくい違いをいう。

本市においては、純移出と統計上の不突合を一括して調整項目として処理している。

（17）市外からの純所得

市民が市外から受け取った雇用者報酬、利子、配当などと市外へ支払った同項目の差額である。市民所得（分配）から市内総生産（要素費用表示）を差し引いて求められる。

市民総所得＝市内総生産（生産側または支出側）＋市外からの純所得

4. 遡及改定

市民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には、毎年実施されないものも多く、実施されない中間年次については、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。

したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡って修正することになる。また、国民経済計算が5年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。さらに、精度向上を図るため、推計方法の見直しを行う場合がある。これらのことが、遡及改定を行う理由となっている。

このように、市民経済計算は、新しい年度の推計結果が公表されると、併せて、過去の各年度の数値についても遡って改定を行っているため、利用に当たっては注意が必要である。

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）

(Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

国民経済計算の平成17年基準改定等に伴い、帰属利子に代わってFISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)が導入され、通常の財貨・サービスの一つとして位置づけられた。これは、金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。こうした金融機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものを「FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）」と言います。

在庫品評価調整

在庫品の増減は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものであるが、市民経済計算においては、発生主義の原則がとられているため、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分が含まれている。

そこで、この期中における評価損益を取り除く必要があり、このための作業を在庫品評価調整という。